

訪問看護重要事項説明書

1. 訪問看護ステーションの概要

訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問看護師は、訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、必要な訪問看護の提供ができるように努めます。事業の運営にあたって、市及び保健・福祉サービス、医療機関の諸サービスと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

- 事業所名 一般財団法人 仁和会訪問看護ステーション
- 所在地 東京都八王子市明神町4丁目8番地の1
TEL 042-645-6298 FAX 042-646-9579
- サービスを提供する地域 八王子市 日野市
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
- サービスの提供時間
営業日 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分
土曜日 午前9時00分～午後12時30分
日曜・祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）は休業します。
※緊急時は24時間365日対応可能です。

訪問時間及び回数

- ※ 介護保険 ① 30分未満
② 30分～1時間未満
③ 1時間～1時間30分未満
訪問回数及び時間等はケアプランに添って行います。
- ※ 医療保険 原則として週3日まで
(但し、疾病によりこの限りでない場合もありますので
ご相談ください。)
1回の訪問時間：30分～1時間30分まで

○ 当事業所の職員体制

- 管理者（看護師） 1名
- 看護師 常勤 4名（管理者を含む）
- 作業療法士 常勤 1名
- 事務員 常勤 1名

2. サービスの内容

主治医の「訪問看護指示書」に基づいて、(介護保険においては同時に居宅サービス計画に沿って) 訪問を行います。

① 病状に合わせた看護をいたします。

- ・ 病状の観察と判断 (血圧、体温、脈拍、呼吸の測定)
- ・ 食事、清潔、排泄、移動の介助
- ・ 薬の飲み方と管理
- ・ 精神、心理面のケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 医師の指示による医療処置 (床ずれの手当、傷の手当、各種カテーテルの管理、吸入、吸引、在宅酸素の管理、その他)
- ・ 終末期のケア、認知症患者のケア
- ・ 療養生活や介護に関する相談、助言
- ・ 福祉、医療サービスの相談や紹介

② 主治医との連絡、調整

- ・ 主治医への病状の報告と相談
- ・ 主治医からの治療方針と指示をうける
- ・ 緊急時の対応 (営業時間内)

3. 利用料

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は訪問看護料金表（別紙）のとおりです。

(1) 介護保険ご利用の場合

- ・ 介護保険法の規定に基づく自己負担金を徴取します。
- ・ 介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。
- ・ 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 医療保険ご利用の場合

- ・ 医療保険各法の法定利用料に基づく自己負担金を徴収します。
- ・ 基本時間を超えたサービスは、場合により自己負担となります。

(3) その他

- ・ 訪問で使用する光熱費、衛生材料などは自己負担となります。

*キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までに御連絡をいただければ予定されたサービスを変更または中止することができます。

御連絡をいただく時間	キャンセル料
訪問までに御連絡をいただいた場合	不要です。
訪問までに御連絡のない場合	3000 円を請求します。

※ただし、ご利用者様の急な体調変化や入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(4) 料金のお支払方法

各種金融機関からの引き落とし、又は直接支払いにて領収書を発行いたします。
毎月 15 日前後に、前月分の利用料請求書を訪問時にお渡しします。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護保険、医療保険いずれの場合も主治医の「訪問看護指示書」が必要となります。

介護保険適用の場合は居宅サービス計画が必要となりますので、介護支援専門員にご依頼されている方は事前にご相談してください。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

終了予定日の 1 週間前までに御連絡ください。

②訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合、又はサービス日を変更する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は事前にご連絡させていただきます。サービス日を変更させていただく場合も同様にご連絡させていただきます。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者様が医療機関に入院し在宅に戻らなくなった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合
- ・当訪問看護ステーションが破産した場合

④その他

- ・当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様や利用者様のご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告してもかかわらず支払わない場合、または利用者様や利用者様のご家族などが当訪問看護ステーションや訪問看護師に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) サービス利用に際してのお願い

- ・病状の変化などで看護師への連絡が必要な場合は、当訪問看護ステーションに連絡してください。直接担当看護師の自宅には連絡できません。
 - ・担当看護師に看護業務以外の個人的な用件を依頼することはできません。
 - ・看護の前後に手を洗いますので、水道を使用させてください。
 - ・訪問にて入浴介助時、場合によっては感染などを考慮し長靴、手袋を使用させていただくことがありますのでご了解下さい。
 - ・看護師への茶菓の接待やお心づけは、一切しないようにお願いします。
- 訪問看護に対する疑問やご要望は、担当看護師または当訪問看護ステーション管理者へお申し出下さい。
- ・保険証、医療証の変更があった場合はその都度コピーをとらせていただきます。

5. 事故発生時・緊急時の対応

- ・サービスの提供中に万が一事故が発生したり、状態の変化などがあった場合はその状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護事業所及び市町村等へ連絡します。
- また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。
- 尚、当事業所の訪問看護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

6. 当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談・苦情窓口

- ・利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

電話：042-645-6298

月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分まで）

土曜日（午前9時00分～午後12時30分まで）

仁和会訪問看護ステーション

*ご不明な点等ありましたら、お尋ねください。

*公的機関においても下記の機関に苦情申し出ができます。

- ・東京都国民健康保健団体連合会（国保連）相談指導課

電話：03-6238-0177

- ・八王子市役所高齢者福祉課

電話：042-620-7420

- ・日野市役所介護保険課

電話：042-514-8509